

3 補助制度の変更内容

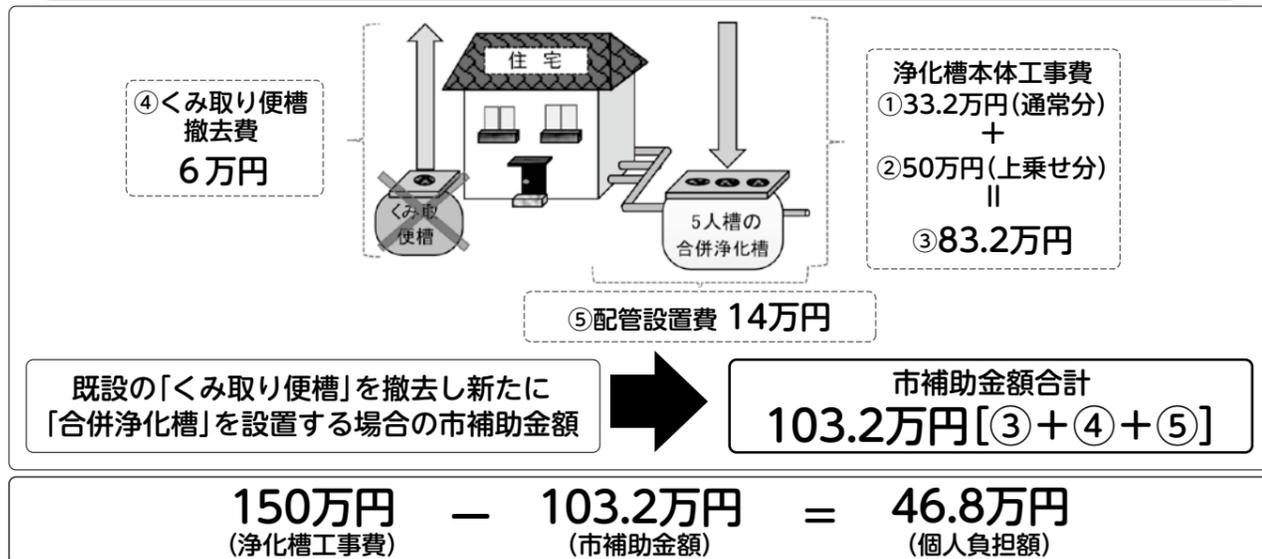
主な補助対象項目	現行の制度	
	「新築の場合」や「既に合併処理浄化槽が設置されている場合」	くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合
建物用途	専用住宅（居住のための建物または床面積の半分以上が居住のための建物）	
人槽	10人槽以下	
本体工事		
5人槽	33.2万円	
6・7人槽	41.4万円	
8～10人槽	54.8万円	
11人槽以上	補助対象外	
撤去・配管設置	くみ取り便槽撤去：6万円、単独処理浄化槽撤去：9万円、配管設置：14万円	

主な補助対象項目	変更後の制度			
	「新築の場合」や「既に合併処理浄化槽が設置されている場合」	くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合		
建物用途	専用住宅	すべての建物用途		
人槽	10人槽以下	すべての人槽		
本体工事		1～5年目 [上乗せ額]50万円	6～8年目 [上乗せ額]30万円	9・10年目 [上乗せ額]10万円
5人槽	33.2万円	83.2万円	63.2万円	43.2万円
6・7人槽	41.4万円	91.4万円	71.4万円	51.4万円
8～10人槽	54.8万円	104.8万円	84.8万円	64.8万円
11～20人槽	補助対象外	143.9万円	123.9万円	103.9万円
21～30人槽		197.2万円	177.2万円	157.2万円
31～50人槽		253.7万円	233.7万円	213.7万円
51人槽以上		282.6万円	262.6万円	242.6万円
撤去・配管設置	くみ取り便槽撤去：6万円、単独処理浄化槽撤去：9万円、配管設置：14万円			

4 制度の適用例

下記は1例のため、実際に工事をする場合は、金額が異なります。まずは工事費がどのくらい必要なのか、見積りをもって検討してください。

「1年目」に「くみ取り便槽」から「合併処理浄化槽」へ転換する工事費が150万円だった場合



ふるさとの未来を考える

～市全域の合併処理浄化槽整備を目指して～

シリーズ vol.5

変わる！浄化槽整備の仕組み

6月1日号の浄化槽の特集をシリーズ化し、浄化槽の仕組みや使い方、維持管理などをお知らせしてきました。11月1日号では、平成31年度から始まる市の新しい浄化槽整備に関する仕組みを解説して、シリーズを締めくくります。

新制度がスタート

市は、合併処理浄化槽による市全域の汚水処理整備に向けて、平成31年4月から新たに「個人設置・公的管理型浄化槽整備事業」を実施します。これは、住民のみなさんが合併処理浄化槽を設置するときの費用負担の軽減を目的とした補助制度で、これまでの補助内容を拡充したものです。今回のお知らせでは、新しい制度で変わる補助の内容や条件などについて説明します。

1 みなさんに守ってもらうこと

～補助を受けるための条件～

- 浄化槽の工事
- 市に浄化槽工事業者として登録された「登録工事店」が工事をする。
- 市が開催する技術講習会を受講した浄化槽設備士が工事を担当すること。
- ※平成31年度からは「登録工事店」が工事をする場合に限り、市の浄化槽補助金交付を受けることができます。浄化槽工事業者は、事前に技術講習会を受講することをお勧めします。

浄化槽の維持管理

- 浄化槽を設置した住民が、維持管理を担う専門業者と継続して「浄化槽の維持管理一括契約」を結ぶこと。

2 補助の内容

平成31年度から10年間に限り「くみ取り便槽」または「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」へ転換する場合、これまでの補助制度と比べ、補助対象となる建物用途が増え、補助金額が最大で50万円上乗せされることになりました。

補助金額の上乗せは、平成31年度から5年間は50万円、平成36年度から3年間は30万円、平成39年度から10万円となり、平成41年度以降は現行の内容に戻ります（補助対象となる建物用途も現行の内容に戻ります）。

